公　示　書

公示第　　61　　号
令和 8 年 11 月 5 日

二宮町長　村田　邦子

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる法令に基づく書類は、これらの者の住所、居所、事業所が不明のため配達できません。これらの書類については当庁で保管していますので、申し出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者の氏名又は名称	送達すべき書類の根拠法令
ＤＯＮＧ　ＰＨＵＲＰＡ	地方税法第319条の２第３項
ＶＵ　ＴＨＩ　ＸＵＡＮ	地方税法第319条の２第３項
ＤＷＩ　ＳＥＴＩＡＷＡＮ	地方税法第319条の２第３項
ＴＳＡＧＡＡＮＫＨＵＵ　ＴＵＧＵＬＤＵＲ	地方税法第319条の２第３項
ＮＡＲＡＮＢＡＡＴＡＲ　ＢＡＡＴＡＲＪＡＲＧＡＬ	地方税法第319条の２第３項
森　卓	地方税法第319条の２第３項
ＹＡＧＡＡＤＡＩ　ＳＡＮＪＡＡＤＯＲＪ	地方税法第319条の２第３項
ＢＡＴＣＨＵＬＵＵＮ　ＣＨＵＬＵＵＮＤＯＲＪ	地方税法第319条の２第３項
ＰＨＡＮ　ＭＩＮＨ　ＱＵＡＮ	地方税法第319条の２第３項

藤谷　健太	地方税法第319条の２第３項
小野　龍	地方税法第319条の２第３項
木村　賢祐	地方税法第319条の２第３項
近藤　春幸	地方税法第319条の２第３項
中村　勝俊	地方税法第319条の２第３項
ＰＨＡＭ　ＱＵＡＮＧ　ＴＵＡＮ	地方税法第319条の２第３項
鈴木　活夫	地方税法第319条の２第３項
ＫＩＥＵ　ＤＵＹ　ＮＡＭ	地方税法第319条の２第３項
ＳＥＮ　ＳＩＲＪＡＮＡ	地方税法第319条の２第３項